

【笠松町】第2弾トレカ運用ルールについて

対象店舗

- ・本社、または主たる事業所、あるいはそれに類するものが町に所在する事業者
 - ・小売業、サービス業を営む事業者(ただし、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の大手チェーン店・フランチャイズ店を除く)
- ※町長が認める場合はこの限りでない。

配布ルール

店舗での1回の会計が税込1,000円を超えた希望者に対し、1枚配布する。
※1会計につき1枚のため、2,000円の会計でも1枚配布

以下の会計では配布しない。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード、切手等の換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

配布期間

令和8年2月13日(金曜日)～令和8年8月31日(月曜日)

店舗登録の申請

- ①参加希望の事業者は、町に登録申請を行う。(オンラインまたは紙)
 - ②町は審査を行い、審査結果を事業者に通知する。
 - ③登録決定を受けた事業者は、町に協力金を支払い、トレカを受け取って事業を実施する。
協力金:1口(30枚)につき1,500円 (口数は町で制限する場合があります。)
- ※参加希望にあたっては、以下の「登録店舗の条件」に同意できること。

事業終了後の流れ

- ①配布期間終了後にトレカが残っている場合は、町に返納する。
※返納の際に協力金の返還はしないため、トレカ受け取りは必要数だけ申請するようにすること。
(過大な枚数の申請を防止するための措置)
- ②配布終了後1ヶ月以内、または令和8年9月30日のいずれか早い日までに、アンケートに回答する。

登録店舗の条件

参加にあたっては、以下の条件に同意すること。

- (1) 参加にあたり、協力金【1口(30枚)につき 1,500 円】を支払うこと。
- (2) 配布期間終了後にトレカが残っている場合は、協力金の返還を求めることなく町にトレカを返納すること。
- (3) 配布するトレカは、申請者本人が、笠松町役場企画環境経済部企画 DX 課に来庁し、受領すること。
- (4) 登録店舗は公表されることを前提とし、トレカの配布が終了した場合は速やかに町へ報告すること。
- (5) トレカ配布事業の実施において、町が実施する一切のアンケート等調査に協力すること。
- (6) トレカ配布事業の実施において、町が実施する一切の広報媒体への事業者情報や写真等の掲載を認めること。
- (7) トレカについて、その棄損や配布に関するトラブル、その他一切について、町が免責される旨、承諾すること。
- (8) トレカの受領やその他トレカ配布事業で発生した経費は、事業者自身が負担すること。
- (9) トレカについて、第三者への転売、譲渡等を行わないこと。

登録の取り消し

以下の内容に該当する場合は、登録を取り消し、保有しているトレカを返納することとする。

- (1) 対象店舗となる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 町又は町民の信頼を著しく損なう行為があったと認めるとき。
- (3) 登録店舗の条件を守らなかったとき。
- (4) その他町長が登録を取り消す必要があると認めるとき。

※取り消しにあたっては、協力金の返還を求めることなく町にトレカを返納し、事業者に損害が生じることがあっても、町はその賠償の責めを負わない。

トレカ運用に関する問合せ先

笠松町役場企画 DX 課未来創造室

〒501-6181 羽島郡笠松町司町1

TEL:058-388-1127 FAX:058-387-5816

Mail:miraizou@town.kasamatsu.lg.jp